

北海道における緊急事態措置の概要

【実施内容】

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項、第2項及び同法第24条第9項により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

【対象区域】 A 特定措置地域～札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

B 一般措置地域～上記特定措置区域以外の市町村（根室市が該当）

【措置期間】 令和3年8月27日（金）～9月12日（日）

『要請事項』

【一般措置区域の住民及び滞在者への要請】

日常生活において	◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、「三つの密」「5つの場面」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。
外出の際は	◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。 加えて、特に週末の外出を控える。 ◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。 ◆重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。 ◆特定措置区域との不要不急の往来は控える。 ◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。
飲食の際は	◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。 ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。 ◆路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。 ◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する（「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）。

【飲食店等への要請】

対象施設	(飲食店) 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスを除く） (遊興施設) キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可店舗 (結婚式場) 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
営業時間等	◆営業時間は、5時から20時までとする。 ◆酒類の提供は、一定の要件※を満たした店舗においては11時から19時までできることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。 ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。 ・従業員への検査推奨　・入場の整理・誘導　・発熱その他の症状のある者の入場禁止 ・手指消毒設備の設置　・事業を行う場所の消毒　・施設の換気を行う ・マスクの着用その他感染防止に関する措置の周知　・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止　・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる。 ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。

【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数制限	人数上限は 5,000 人
収容率	<ul style="list-style-type: none"> ◆（100%以内）大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの。 ◆（50%以内）大声での歓声・声援が想定されるもの。
時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は 21 時まで（無観客で開催される催物を除く） ◆酒類の提供は、19 時まで。
要請・協力等	<ul style="list-style-type: none"> ◆イベント開催にあたっては、業種別ガイドラインを遵守する。 ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。 ◆国の接触確認アプリ導入、名簿の作成等追跡調査を徹底する。 ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超えるイベントの実施にあたっては、開催要件等について、道に事前相談する。 ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。

【事業者への要請・協力依頼】

要請・協力等	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指す。 ◆事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制する。 ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する。 ◆業種別ガイドラインを遵守する。 ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。 ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20 時以降、夜間消灯。 ◆交通事業者等においては、感染防止対策を徹底する。 ◆大規模商業施設及び感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。
--------	---

【学校等への要請】

要請内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。 ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広な休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。 ◆学校行事（運動会・体育祭・修学旅行等）を中止、延期、縮小する。 ◆部活動は、高体連等が主催する全道・全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間・人数・内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもとを行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。 ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。
------	---

【公立施設】

- ◆道立施設は、原則休館とする。
- ◆市町村立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて、順次休館等を検討する。